

# 転出届を出された方へ

新しい住所に移られた日から14日以内に、その転入先の市町村に転入届をしてください。(届出が遅れると過料に処せられることがあります。)

◎下記の対象となる方は別に手続きが必要ですので、担当窓口へおたずねください。

◎ 認印	◎ 本人確認書類 運転免許証等	◎ 年金手帳(国民年金 加入者のみ)	◎ 在留カード等 お持ちの方のみ	◎ 住民基本台帳カード お持ちの方のみ	◎ マイナンバーカード	◎ 転出証明書	転入届に必要なもの
------	--------------------	-----------------------	---------------------	------------------------	-------------	---------	-----------

対象となる方	担当窓口	手続きなど
マイナンバーカードの交付を受けている方	市民環境課 (1階)	マイナンバーカードを新住所の市役所にお持ちください。 新住所を裏書します。 マイナンバーカードは、新住所地でも原則として継続利用できます。 転入先の窓口でマイナンバーカードを持参し、転入の手続きとカード継続利用の手続きを行ってください。既に設定されている暗証番号が必要です。
住基カード・電子証明の交付を受けている方		カードは新住所地でも原則として継続利用できます。転入先の窓口で住基カードを持参し、転入の手続きとカード継続利用の手続きを行ってください。既に設定されている4桁の暗証番号が必要です。電子証明書は失効します。
印鑑登録をしている方		転出予定日を過ぎると自動的に印鑑登録は廃止されます。
転出の変更があったとき		◆転出をとりやめる場合⇒「転出証明書」をお持ちのうえ、転出取消の手続きを行ってください。 ○転出予定日や転入先を変更した場合⇒「転出証明書」の変更をしなくても差し支えありません。 ◎転出届を出されても転入届をされないと、住所がなくなってしまうます。
引越しごみの処分をされる方		担当窓口へおたずねください。
・児童手当・児童扶養手当 ・特別児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費受給資格証を受けておられる方 ・保育所・こども園・幼稚園に通うお子様がいらっしゃる方	こども支援課 (1階)	手続きが必要な場合がありますので、担当窓口へおたずねください。
国民健康保険に加入している方	保険年金課 (1階)	転入先の住所地で新たに加入することになりますので、国民健康被保険者証をお返しくください。 世帯の分離など、転入先での手続きができないものもありますので、担当窓口へおたずねください。 マイナンバーがわかる書類、本人確認ができるものをお持ちください。
後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方		転入先の住所地で新たに加入することになりますので、後期高齢者医療被保険者証をお返しくください。 県内の他市町村へ転出される場合は窓口で住所変更の手続きを行ってください。
国民年金に加入している方		窓口で住所変更の手続きを行ってください。
年金受給者の方		転入先で受給権者住所変更の手続きを行ってください。 (共済年金受給者の方は各共済組合へお問合せください。)
・障害者医療受給資格証(65歳以上) ・こども医療費受給資格証 ・妊産婦福祉医療費受給資格証をお持ちの方		受給資格証、福祉医療請求書をお返しくください。 施設に入所される方は、住所変更の手続きが必要です。

(裏面もご覧ください)

対象となる方	担当窓口	手続きなど
・介護保険被保険者証 ・負担割合証等 をお持ちの方	福祉課 ( 1 階 )	介護保険被保険者証等をお返してください。介護サービスを受けている方は手続きが必要です。担当窓口へおたずねください。
・ふれあい福祉券 ・障害福祉サービス受給者証 をお持ちの方		各種受給者証をお返してください。
・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 をお持ちの方		手続きが必要な場合がありますので、担当窓口へおたずねください。
・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 を受けている方		各手当喪失届が必要です。
125cc以下のバイクや 小型特殊自動車を 所有している方	税務課 ( 1 階 )	車両の住所変更手続きが必要な場合がありますので、担当窓口へおたずねください。
軽自動車 125cc超のバイクを 所有している方		軽自動車検査協会・運輸支局での手続きが必要な場合がありますので、担当窓口へおたずねください。
市内小中学校に通学する お子様がおられる方	学校教育課 ( 2 階 )	手続きが必要です。担当窓口へおたずねください。
市営住宅にお住まいの方	都市計画課 ( 2 階 )	世帯構成に変更があった場合は、担当窓口へおたずねください。
上下水道の使用を やめられるご家庭	上下水道経営課 ( 2 階 )	手続きが必要です。担当窓口へおたずねください。
ケーブルテレビの視聴 をやめられるご家庭	企画情報課 ( 3 階 )	手続きが必要です。担当窓口へおたずねください。 ※ご注意ください※ ご契約者さまが転出された後も解約手続きがない場合は、利用料がかかります。 解約される場合は、お早めにお手続きください。
防災行政無線戸別受信機を お持ちの方	総務課 防災危機管理班 ( 3 階 )	世帯全員が転出された場合、防災行政無線戸別受信機を返還してください。

黒部市役所 住所 〒 938-8555 富山県黒部市三日市1301番地  
TEL 0765-54-2111(代表)